

# あおぞら

発行：愛知県被災者支援センター  
住所：名古屋市中区三の丸 3-2-1  
愛知県東大手庁舎 1階  
TEL：052-954-6722  
FAX：052-954-6993  
開館：月～金 10～17時



## タイトル

こんなクルマにのりたいな!



篠塚晴登さん (小学2年生)

### <表紙に掲載する私の1点、1枚を募集しています>

あおぞらの表紙にあなたの作成した作品を掲載してみませんか? 興味が湧いたらご連絡ください。

①作品のタイトル ②説明 (30字程度) ③掲載するお名前 ④年齢 ⑤連絡先 (氏名・メールアドレス または電話番号) を明記のうえ、メールまたはFAX、郵送にてお送りください。

### <編集委員募集のお知らせ>

月に一度発行している「あおぞら」は、愛知県被災者支援センターのスタッフとボランティアの方がたで協力をして発行しています。あなたも編集委員になってみませんか?

### <発送作業のボランティア募集>

定期便発送作業のボランティアに参加してみませんか?

※今年度から定期便が月1回に変わっています。必要な情報については、別で臨時便として郵送させていただきます。

12月25日便の予定			お問合せ・お申込み
封入作業	12月19日(火)	午後	愛知県被災者支援センター
発送作業	12月20日(水)	午前	TEL: 052-954-6722 (渡邊)



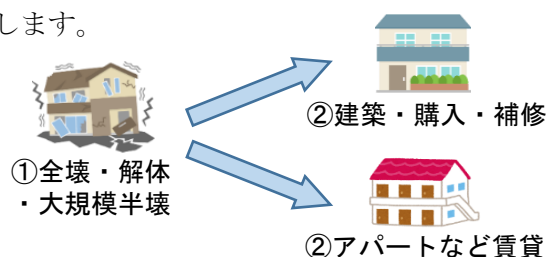
## 支援制度紹介①（住宅に関する制度案内）

今月号は、住宅に関する制度特集です。

3 ページから 7 ページに詳しい支援制度を紹介しています。3 ページ以降をご覧になる前に、このページの概要をお読みください。

### 被災者生活再建支援金（3 ページ）

住宅（賃貸住宅を含む）に著しい被害を受けた世帯に対して、生活を再建するための支援金を給付します。



### 被災ローン減免制度（4～5 ページ）

震災前からあるローンが、家計の負担になっていませんか？生活再建に必要な資金を残しながら、震災前からの債務を減らすことができます。

### 住まいの復興給付金（6 ページ左上）

消費税率 8% 引き上げ（2014 年 4 月 1 日）以降に、住宅を再取得などした場合、増税分相当の給付が受けられます。再取得住宅の面積によって、給付額が異なります。

6 ページ右に記載した「住宅ローン控除」と重複して受けることができます。下記の「すまい給付金」との重複はできません。

### すまい給付金（6 ページ左下）

※震災とは関係のない、一般的な制度です。

消費税率 8% 引き上げ（2014 年 4 月 1 日）以降に、住宅を建築・購入などした場合、増税分相当の給付が受けられます。収入によって、給付額が異なります。

6 ページ右に記載した「住宅ローン控除」と重複して受けることができます。上記の「住まいの復興給付金」との重複はできません。

### 住宅ローン控除（6 ページ右）

「住宅ローン控除（震災特例）」は、4～5 ページに記載した「被災ローン減免制度」を受けている場合でも、重複して受けることができます。

### 登録免許税（7 ページ左）

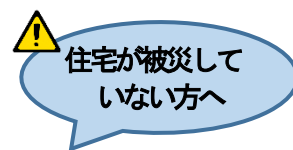
被災した住宅の所有者が、住宅を再取得する場合に、登記にかかる税金が免除されます。

### 印紙税（7 ページ右）

被災した住宅の所有者が、住宅を再取得の場合に、「不動産売買契約書」または「建設工事の請負契約書」に貼る印紙税が免除されます。

### 《ポイント・注意点》

①3 ページ以降に右記のマークが  
ついています。このマークは、  
震災とは関係のない、  
一般的な給付金・減税制度を紹介しています。



②制度を受けるには、掲載内容以外にも細かい条件等があります。また、制度によって提出書類が異なります。詳しくは、各制度の問合せ先にお尋ねください。

③被災した住宅に関する制度を申請する際には、  
り災証明書等が必要です。

④掲載した制度は、被災地以外の都道府県に、住宅を建築・購入する場合も対象となります。



## 支援制度紹介② (被災者生活再建支援金)

2段階の給付金制度です。特に、加算支援金を受け取っていない方は確認を！  
他の制度とは異なり、賃貸住宅（震災前／震災後）の場合も対象となります。

### (1) 対象者

- ① **全壊**または**損壊し取り壊した**住宅に居住していた世帯
- ② **大規模半壊**した住宅に居住していた世帯  
**※賃貸住宅に居住していた①、②の方も対象**

### (2) 給付額 (単身世帯は給付額が異なる)

#### ① 基礎支援金：住宅の被害程度による

	全壊	解体 (取り壊し)	大規模半壊
給付額	100万円	100万円	50万円
単身世帯	75万円	75万円	37.5万円

#### ② 加算支援金：住宅の再建方法による

	建築・購入	補修	賃貸
給付額	200万円	100万円	50万円
単身世帯	150万円	75万円	37.5万円

※公営住宅を除く

※支援金を**受給した後**で、住宅を解体または再建方法を賃貸から**変更した場合、再度申請を行って、差額を受給**することができる

例： 基礎支援金 全壊 100万円  
 + 加算支援金 賃貸 50万円  
 + (再申請) 建築 150万円 (200万-50万)  
 合計 300万円

### (3) 申請期限

- ・平成30年4月10日まで

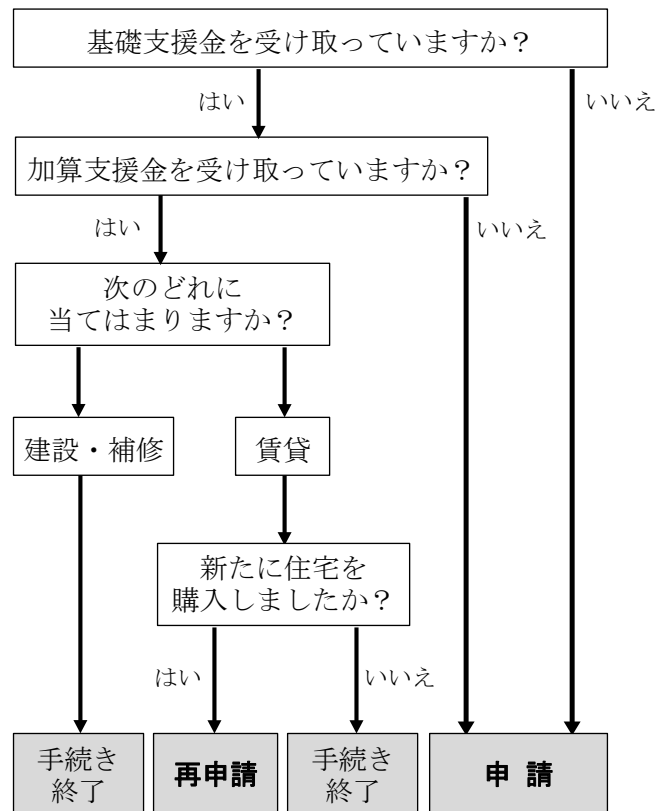
※基礎支援金と加算支援金は、同時申請できる

### (4) 申請方法・問合せ

- ・被災当時お住まいの市町村役場

\*対象者に当てはまる方は、

下記のチャートから確認してください。



#### 岩手県

右のQRコードから、本制度と各市町村の担当窓口を確認できます。



TEL：019-629-6917 (岩手県生活再建課)

#### 宮城県

右のQRコードから、本制度と各市町村の担当窓口を確認できます。



TEL：022-211-2372 (宮城県消防課)

#### 福島県

右のQRコードから、本制度を確認できます。



TEL：024-521-8306 (福島県生活拠点課)

## 支援制度紹介③ (被災ローン減免制度)



震災前のローンが残っている方へ。返済の負担を軽くするための制度です。

### (1) 対象者

- ① 震災前からあるローンの**返済が困難な人**
- ② 震災前からあるローンの返済が、近い将来、**困難になると見込まれる人**

※すでに金融機関と「返済額の減額」や「返済期間の延長」などの契約を結んでいる場合でも、**対象となる可能性あり**

### (2) 対象となるローン (借入金)

- ① 住宅ローン
  - ② リフォームローン
  - ③ 自動車ローン
  - ④ 個人事業主などの事業性ローン
  - ⑤ カードローン、消費者金融からの借入れ
- ※震災前に負担していたローンであること

### (3) 免除額

・残っている借入金の合計金額から下の②を引いた金額分が免除される

#### ① 手元に残せるお金(生活再建に必要な資産)

- ア 義援金・支援金等の全額
- イ 現金・預金の500万円まで

#### ② 返済にあてるお金

- ウ 現金・預金の500万円を超える額
- エ 自宅跡地や自動車の売却価格または時価に相当する額

### 資 産

自宅跡地 ・自動車など	<input type="checkbox"/> エ 売却価格または時価に相当する額
現金・預金	<input type="checkbox"/> ウ 上限を超える額
	<input type="checkbox"/> イ 上限500万円
義援金 ・支援金等	<input type="checkbox"/> ア 全額

②  
返済にあてる  
お金

①  
手元に残せる  
お金

### (4) 申請期限

- ・現在、期限は決まっていない

### (5) 申請方法・問合せ

個人版私的整理ガイドライン運営委員会へお問い合わせください。

問合せ：個人版私的整理ガイドライン運営委員会

TEL：0120-380-883 (通話無料)

受付時間：9時～17時 (月曜～金曜)

※相談・依頼費用は0円

(国からの補助のため、委員会に登録された弁護士に限り無料)



### ポイント

- ・全国で1300件以上に適用されています。
- ・住宅ローンが残っている場合に、特に有効に利用できる可能性があります。
- ・破産や民事再生等の法的手続きとは異なり、いわゆるブラックリスト(信用情報機関)に登録されないため、**新たな借入れやクレジットカードを作成することができます。**
- ・複数の金融機関から借入れがある場合でも可能です。
- ・**震災による影響を受けた証明**として、り災証明書や被災証明書などが必要です。**勤務先等が被災したことにより、収入または売り上げが減少した場合は、勤務先のり災証明書や過去の給与明細等**が必要です。

### ※被災ローン減免制度とは

東日本大震災によって被災した方々の生活を再建する目的で、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立されました。この制度は、利害関係のない中立かつ公正な立場の者が、債権者と債務者のあいだに入り、震災前からある債務の免除や返済方法を定めるものです。

## 支援制度紹介④ (被災ローン減免制度)



「被災ローン減免制度」の事例です。(委員会ホームページに、成立事例が公開されています)

### 【事例1】

借入残高	・住宅ローン 3,270万円
住宅	・津波で1階部分が水没し、住み続けることができなくなり、借上げ住宅に住んでいる
収入	・震災後も収入は変わらないが、住宅無償供与が終了すると家賃負担が発生するため、今後の返済が困難になる
自宅跡地	・銀行の担保になっているが、防災集団移転事業により、買い上げが予定されている ( <b>買い上げ代金</b> は、165万円) →返済にあてる

#### 資産

自宅跡地	エ 165万円
現金・預金 1,470万円	ウ 970万円 イ 500万円
義援金等	ア 全額

1,470万円 - 500万円 = (ウ) 970万円

#### 負債

免除 2,135万円	住宅ローン 3,270万円
エ 165万円	
ウ 970万円	

②返済にあてるお金

①手元に残せる  
お金

⇒ 3,270万円 - (970万円 + 165万円)  
= 免除される額 2,135万円

### 【事例2】

借入残高	・住宅ローン 2,000万円
住宅	・津波で自宅が流出し、仮設住宅に住んでいる
収入	・震災により収入が減少し、仮設住宅を退去すると家賃負担が発生する ・今後のローン返済と、家賃の支払いが不安になった ・ <b>現在の現金と預金の合計額は、500万円以下</b>
自宅跡地	・自宅跡地を売却 ( <b>売却価格</b> は、100万円) →返済にあてる

⇒ 住宅ローン 2,000万円 - 100万円 = 免除される額 1,900万円

### 【事例3】

借入残高	・住宅ローン 1,800万円      ・自動車ローン 200万円
住宅	・津波で自宅が流出し、借上げ住宅に住んでいる
収入	・勤務先も被災し、勤務できなくなり収入がなくなった。また、住宅無償供与が終了すると家賃負担が発生するため、今後の返済が困難になる
自宅跡地	・保有し続けたい ( <b>時価に相当する額</b> は、120万円) →返済する
自動車	・保有し続けたい ( <b>時価に相当する額</b> は、140万円) →返済する

#### 資産

自動車	オ 140万円
自宅跡地	エ 120万円
現金・預金 840万円	ウ 340万円 イ 500万円
義援金等	ア 全額

840万円 - 500万円 = (ウ) 340万円

#### 負債

免除 1,400万円	住宅・自動車 ローン合計 2,000万円
オ 140万円	
エ 120万円	

②返済するお金

②返済にあてるお金

①手元に残せる  
お金

⇒ 2,000万円 - (340万円 + 120万円 + 140万円)  
= 免除される額 1,400万円

## 支援制度紹介⑤ (住まいの復興給付金・住宅ローン控除)



住宅が被災し、再建する方へ。住宅を建築・購入する費用の負担が減ります。

### 住まいの復興給付金

#### (1) 対象者

- ① 被災住宅の所有者であり、建築・購入または補修して、その住宅に居住する方
  - ② 被災住宅の所有者(親など直系尊属)が住むための住宅を建築・購入または補修する方
- ※り災認定を受けていること

#### (2) 給付金の計算方法

建築・購入する  
住宅の床面積



給付単価

5,130 円

(消費税率 8%時)

例：60m<sup>2</sup>×5,130 円=307,800 円

⇒給付申請額は 307,000 円 (千円未満切り捨て)

※補修の場合は、下記事務局へ確認のこと

#### (3) 申請期限

- ・住宅の引き渡しから 1 年以内
- ※受付終了：平成 34 年 12 月 31 日。ただし、平成 33 年 12 月 31 日までに引き渡された住宅が対象

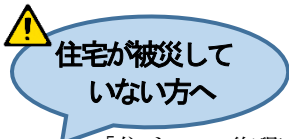
#### (4) 申請 (いずれかの方法。郵送のみ)

- ・ご自身で、下記事務局へ申請書類を郵送する
- ・申請者の委任を受け、住宅事業者等が手続き

問合せ：住まいの復興給付金事務局

TEL：0120-250-460 (通話無料)

受付時間：9 時～17 時 (土日祝日含む)



「住まいの復興給付金」の対象とならない方でも「すまい給付金」を受けられる場合があります。収入に応じて、最大 30 万円の給付金を受け取れます。詳しくは、すまい給付金事務局または不動産会社にお問い合わせください。

問合せ：すまい給付金事務局

TEL：0570-064-186

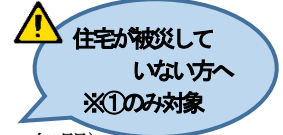
受付時間：9 時～17 時 (土日祝日含む)



### 住宅ローン控除 (減税)

#### (1) 対象者

- ① **ア**全壊または損壊し取り壊した住宅の所有者であり **イ**住宅を建築・購入する方
- ※**ア**と**イ**の控除を、重複して受けることができる



#### (2) 控除額など (選択)

##### ①通常の控除額 (控除期間 10 年間)

入居時期	借入金の年末残高限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
26 年 4 月 ～ 33 年 12 月	4,000 万 円	1.0%	40 万 円	400 万 円

例：4,000 万円×0.01=40 万円

##### ②震災特例の控除額 (控除期間 10 年間)

入居時期	借入金の年末残高限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
26 年 4 月 ～ 31 年 6 月	5,000 万 円	1.2%	60 万 円	600 万 円

例：5000 万円×0.012=60 万円

- ・各年の所得税から控除される (控除しきれない分は、翌年の住民税から控除される)
- ・表の記載時期以外に入居している場合は、**限度額等が異なる**

#### (3) 対象となる期限

- ・平成 31 年 6 月末日までに、居住した場合
- ※ただし、住宅の取得日から 6 か月以内に居住していること

#### (4) 申請方法

- ・確定申告をする
- ※給与所得者は初年度のみ。翌年以降は、年末調整で控除が受けられる

#### (5) 問合せ

お住まいの税務署へお問い合わせください。

## 支援制度紹介⑥ (登録免許税・印紙税)



住宅や土地を売買したときに発生する「登録免許税」「印紙税」の免除について

### 登録免許税

#### (1) 対象者 (いずれか)

- ① 全壊または損壊し取り壊した住宅の所有者
- ② ①の三親等内の親族で次の要件の全てを満たす者
  - ・①と同居していた者
  - ・被災代替建物に①と同居する者
- ③ 原発事故の対象区域内にある住宅の所有者

#### (2) 免除される登録免許税の種類

- ① 所有権保存登記  
…新築住宅を建築・購入するとき
  - ② 所有権移転登記  
…住宅やその土地を売買するとき
  - ③ 抵当権設定登記  
…住宅ローンを利用するとき
- ※ただし、③の免税を受けるには、①または②と同時に登記すること

#### (3) 免除される期限

- ・平成 33 年 3 月 31 日までに登記をすること
- ※原発事故の対象区域内の方は、解除されてから 3 か月以内に取得、または 1 年以内に新築したものに限り

### 印紙税

#### (1) 対象者 (いずれか)

- ① 全壊または損壊し取り壊した住宅の所有者
- ② 損壊した住宅の所有者で次の場合
  - ・譲渡または修繕する場合
- ③ 原発事故の対象区域内にある住宅の所有者

#### (2) 非課税される印紙税の種類

- ① 不動産の譲渡に関する契約書  
…住宅やその土地を売買するとき
  - ② 建設工事の請負に関する契約書  
…住宅を建てるとき、修繕するとき
- ※同じ契約書であっても、被災者側が保存する用紙のみ、免除される
- ※住宅の建築・購入の契約書には、「滅失等建物に代わるものである」と明記すること

#### (3) 非課税される期限

- ・平成 33 年 3 月 31 日までに作成されること
- ※原発事故の対象区域内の方は、解除されてから 3 か月以内に限る

#### (4) その他

- ・すでに印紙税を納付してしまった場合には、税務署の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができる



#### ～用語説明～

被災代替建物…全壊または損壊し取り壊した住宅に代わり、新築・購入する住宅  
対象区域内…警戒区域、避難指示区域、計画的避難区域  
滅失等建物…全壊または損壊し取り壊した住宅など

★不動産会社へ「被災者であり、不動産の再取得をする」ことを事前に伝えてください。  
★詳しくは、不動産会社または司法書士へお問い合わせください。

## 支援センターからのお知らせ

### <12月の交流会等イベントカレンダー>

年末の忙しい時期ですが、交流会などに参加してみませんか。長年支援してくれている団体の招待イベントなどもあるので、この機会に足を運んでみるのもいいかもしれません。

開催日	イベント名	開催地域
12月10日(日)	甲状腺エコー相談交流会	一宮市
12月17日(日)	市民放射能測定センター6周年報告会 おしどりマコ・ケンおおいに語る	東区
12月17日(日)	なごやであそび隊 ～クリスマス会をしよう！～	千種区
12月20日(水)	里山を歩きましょう	千種区
12月24日(日)	第5回ファミリーミュージカル オズの魔法使い	中区
12月24日(日)～ 12月26日(火)	人形劇団むすび座 冬休み人形げきじょう 2017	中区

イベントの詳細は定期便に同封のチラシをご覧ください。チラシを無くされた方は、支援センターまでご連絡ください。皆さんのご参加をお待ちしております。

### <編集後記>

- ★12月17日(日) 市民放射能測定センター(略称: Cラボ)の6周年報告会と、よしもと芸人の「おしどりマコ・ケンおおいに語る 福島原発事故の取材日本一」を聞きに行きましょう! 子連れ可!  
(K.M)
- ★実りの秋。栗をたっぷりもらった。全部皮をむいて調理。次は柿、干し柿にするのが恒例の作業。年が明けたら味噌づくり。ありがたい自然の恵み、そして手作業が楽しい、山里の豊かな暮らし。  
(H.T)
- ★防災備蓄収納2級プランナーを取得しました。一般的な収納手順との違いやストック管理の入れ替えなど、知識が身に付きました。(J.I)
- ★ウクライナでのチェルノブイリ原発事故避難者の女性たちと日本の母親たちの手紙による交流会で、日本の避難者の手紙を読んで「30年前の私たちと同じ経験・同じ思い」と。同じ境遇の日ウの母親たちの心は通じあう。(K.T)
- ★図書館の児童書コーナー、知らない本ばかり。もっと勉強しないと……なのです。(T.N)
- ★再生エネルギーをテーマにした映画を観ました。現状を知らないことは怖いと思いました。でも未来への希望も、現状を知ることから生まれると感じました。(Y.Y)
- ★台風が来るたびに、遠く離れた福島原発が一層心配になります。離れて暮らすことの切なさをどう伝えたらよいのかと考える日々です。(E.K)



あおぞらに関する  
ご意見ご感想はこちら

〒460-0001

名古屋市中区三の丸3-2-1

愛知県東大手庁舎1階

愛知県被災者支援センター

TEL: 052-954-6722 FAX: 052-954-6993

Mail: aozora@aichi-shien.net

